

規 則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十五号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「丑」を削り、備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二号中「㊦」を削り、備考3を削る。

様式第五号、様式第六号及び様式第八号中「㊦」を削り、備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。